

サービス提供体制強化加算 計算用
★前年度の事業実績が 6 か月以上の事業所用

【記入上の注意】

- 既に当加算の届出をしている事業所についても計算すること。
ただし、計算の結果、加算状況が変わらない場合は届出不要であるが、当計算書を必ず保管しておくこと。
- 前年度（3月を除く）につき記載すること。
- 常勤換算は、介護保険法の関係通知、問答等に示された考え方にに基づき積算すること。
(例) 常勤職員の勤務時間数は、残業等で常勤職員としての各月の所定労働時間を超える者については所定労働時間を上限として積算すること。
非常勤職員の一人当たりの勤務時間は常勤職員の所定労働時間を上限として積算すること。等
- 加算条件を満たす場合 →翌年度の3月まで当該加算の算定可
加算条件を満たさない場合→翌年度の3月まで当該加算の算定不可
- (D)は、「各月の前月の末日時点で3年以上サービスを直接提供している職員」について勤務時間数を記載する。
勤務年数の算定は、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他事業所での直接提供実績を含めることができる。育児休業等の期間を含むものとする。 →サービス提供実績に応じ、対象者は毎月変動する。

【職員の割合の計算】

対象月 (暦月)	(A) 常勤職員としての 所定勤務時間	(B) サービスを直接 提供する職員の 総勤務時間数	(C=B/A) 常勤換算後の サービスを直接 提供する職員総 数 (自動計算)	(D) 勤続年数3年以 上のサービスを 直接提供する職 員の勤務時間数 (※上記5)	(E=D/A) サービスを直接 提供する職員の 常勤換算数 (自動計算)	(F=E平均/G平均) 前年度における割合 (自動計算)
4 月	時間	時間	人	時間	人	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> (介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 療養通所 (Ⅲ) ≥0.3 通所介護 通所リハビリテーション (Ⅱ) ≥0.3 訪問看護 ≥0.3)
5 月	時間	時間	人	時間	人	
6 月	時間	時間	人	時間	人	
7 月	時間	時間	人	時間	人	
8 月	時間	時間	人	時間	人	
9 月	時間	時間	人	時間	人	
10 月	時間	時間	人	時間	人	
11 月	時間	時間	人	時間	人	
12 月	時間	時間	人	時間	人	
1 月	時間	時間	人	時間	人	
2 月	時間	時間	人	時間	人	
3 月						
			C平均 人		E平均 人	

★サービスを入所者等に直接提供する職員（介護予防含む）

介護老人福祉施設	看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員
介護老人保健施設	看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
介護療養型医療施設	看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士
通所リハビリテーション	看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 (1時間以上2時間未満を算定する場合で柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合はこれらの職員も含むものとする)
通所介護	看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員
短期入所生活介護	看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員
訪問看護	看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

サービス提供体制強化加算 計算用

★前年度の事業実績が 6 か月未満の事業所用
(当該年度に新規開始又は再開した事業所用)

- 【記入上の注意】
- 1 既に当加算の届出をしている事業所についても計算すること。
ただし、計算の結果、加算状況が変わらない場合は届出不要であるが、当計算書を必ず保管しておくこと。
 - 2 当該年度に新規開始又は再開した事業所については、4 か月日以降届出が可能となること。
 - 3 対象月は、届出日の属する月の前 3 か月間につき記載すること。
 - 4 常勤換算は、介護保険法の関係通知、問答等に示された考え方にに基づき積算すること。
(例) 常勤職員の勤務時間数は、残業等で常勤職員としての各月の所定労働時間を超える者については所定労働時間を上限として積算すること。
非常勤職員の一人当たりの勤務時間は常勤職員の所定労働時間を上限として積算すること。等
 - 5 届出を行った月以降においても、直近 3 か月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の職員の割合を維持し、月ごとに記録しておくこと。
 - 6 直近 3 か月間の割合が所定の割合を下回った場合は、速やかに加算に係る変更の届出を行うこと。
 - 7 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいい、同一法人の他事業所での勤続年数を含むものとする。育児休業等の期間を含むものとする。

【職員の割合の計算】

対象月 (暦月)	(A) 常勤職員としての 所定勤務時間	(B) サービスを直接 提供する職員の 総勤務時間数	(C=B/A) 常勤換算後の サービスを直接 提供する職員総 数	(D) 勤続年数 3 年以 上のサービスを 直接提供する職 員の勤務時間数	(E=D/A) サービスを直接 提供する職員の 常勤換算数	(F=E平均/C平均) 前 3 か月における割合
月	時間	時間	人	時間	人	<hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/> (介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 療養通所 (Ⅲ) ≥ 0.3 通所介護 通所リハビリテーション (Ⅱ) ≥ 0.3 訪問看護 ≥ 0.3)
月	時間	時間	人	時間	人	
月	時間	時間	人	時間	人	
			C平均		E平均	

★サービスを入所者等に直接提供する職員 (介護予防含む)

介護老人福祉施設	看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員
介護老人保健施設	看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
介護療養型医療施設	看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士
通所リハビリテーション	看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 (1 時間以上 2 時間未満を算定する場合で柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合はこれらの職員も含むものとする)
通所介護	看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員
短期入所生活介護	看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員
訪問看護	看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士